

【公表】

整理番号	37
契約番号	5農振財契第404号
件名	液体クロマトグラフ質量分析計の賃借
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 残留農薬分析室
概要	液体クロマトグラフ質量分析計一式の賃借 ・アジレント・テクノロジー株式会社製 Agilent Ultivo トリプル四重極 LC/MS システム (詳細は、別紙仕様書のとおり)
借入期間	令和5年12月1日から令和10年11月30日まで(60か月)(長期継続契約)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年8月9日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和5年7月21日(金)午前10時から令和5年7月28日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0523

仕 様 書

- 1 件 名 液体クロマトグラフ質量分析計の賃借
- 2 借入期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60か月）
（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）
- 3 借入場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 残留農薬分析室
- 4 賃借物件 液体クロマトグラフ質量分析計 一式
選定機種名 Agilent Ultivo トリプル四重極 LC/MS システム
（アジレント・テクノロジー株式会社製）
- 5 機器の構成及び数量
 - (1) 高速液体クロマトグラフ 一式
送液ポンプ、自動試料注入装置、カラムコンパートメント
 - (2) 質量分析装置 一式
トリプル四重極型質量分析計、窒素ガス製造装置
 - (3) データ処理装置 一式
パーソナルコンピューター、液晶モニター、モノクロレーザープリンター、制御・
解析ソフトウェア、表計算ソフトウェア
- 6 機器の性能等
 - (1) 液体クロマトグラフ
 - ア 送液ポンプ
 - (ア) 4液の低圧グラジエント送液ができること。
 - (イ) 液流量設定範囲は、0.01~2.0 mL/分の範囲で任意に設定が可能であること。
 - (ウ) 送液ラインのすべてにおいて溶媒の脱気装置を備えていること。
 - イ 自動試料注入装置
 - (ア) バイアル温度を4~40℃の範囲で任意の温度に保持できること。
 - (イ) バイアル本数は、2mL バイアルで100本程度設置可能であること。
 - (ウ) 注入量は、0.1~10 μ Lの範囲で設定可能であること。
 - ウ カラムコンパートメント

カラムオープンは長さ 150mm のカラムが使用可能で、室温+5℃～80℃で設定できること。

(2) 質量分析装置

- ア トリプル四重極型構造であること。
- イ 大気圧イオン化法として、エレクトロスプレー法(ESI)でポジティブモードとネガティブモードでの測定が可能であること。
- ウ MRM感度は、ポジティブモードにおいてはレセルピンのIDLが10.0 fg未満、ネガティブモードにおいてはクロラムフェニコールのIDLが10 fg未満であること（オンカラム）。
- エ 測定質量範囲は、m/z 5～1400 程度であること。
- オ 最大スキャン速度は、15,000 Da/秒 程度であること
- カ 極性切替時間は、20ミリ秒以下であること。
- キ Agilent 6420 LC/MSシステムで作成した分析メソッドを使用して測定することができること。
- ク ネブライザの位置が固定されており、XYZ軸の調整が不要なこと。
- ケ チューニング液がバルブを介して常時接続されており、設定した時間に自動でチューニングをする機能があること。
- コ コリジョンガスはボンベガスを設置しなくてもよいこと。
- サ 質量分析装置の幅が400mm以内であり、奥行き750mmの実験台に設置できること。

(3) データ処理装置

- ア 機器専用のソフトウェアを備え、分析条件の設定等液体クロマトグラフ、質量分析装置の制御が可能であること。
- イ データの解析およびレポート出力が可能であること。
- ウ 制御、データ解析共に日本語であること。
- エ 表計算ソフトウェアとして Microsoft Excel 2021以降を付属していること。

7 サポート体制等

- (1) 首都圏にサポート拠点があり、迅速に対応可能な体制を取っていること。
- (2) 国内に消耗品及び部品が在庫されていること。
- (3) 本装置の操作及びメンテナンスに関する日本語のマニュアルが用意されていること。
- (4) 本装置の納入後、その操作及びメンテナンスに関するオペレータートレーニングを行うこと。
- (5) 契約期間満了後または契約を解除したときは、撤去作業を行うこと。

8 支払方法

月払いとし、賃貸人からの請求に基づき支払う。

9 長期継続契約案件

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、公益財団法人東京都農林水産振興財団はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化やHTTの推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損

失を引き起こしていないもの

- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

12 その他

- (1) 運搬・設置・撤去・調整費用は賃貸人の負担とする。
- (2) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (3) その他、本使用の特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

13 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター 生産環境科
TEL 042-528-0523